

中心市街地活性化促進プログラムについて

中心市街地活性化制度の概要

- 中心市街地の活性化に関する法律(H18.8施行)に基づき、少子高齢化、消費生活の変化等に対応し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 市町村がまちづくり会社・商工会議所等による協議会と連携し基本計画を作成。国の認定を受けた計画に対し、関係府省庁が連携して重点的に支援。(累計認定数:148市2町248計画(R2.7現在))

市町村

中心市街地活性化基本計画の作成

- 基本的な方針
- 位置及び区域
- 目標(定量的な数値目標)
- 計画期間(概ね5年以内)
- 中心市街地活性化のための事業
- フォローアップ、推進体制 など

連携

中心市街地活性化協議会

- ・まちづくり会社
- ・商工会・商工会議所
- ・民間事業者、地域住民 など

内閣総理大臣による計画認定 関係府省庁によるソフト・ハード両面での重点支援

認定・支援

主な支援措置例

- ①暮らし・にぎわい再生事業 ※社会資本整備総合交付金を活用して支援
- ②商店街活性化・観光消費創出事業
- ③中心市街地活性化ソフト事業

取組のイメージ



<熊本駅前東A地区(熊本市)>

駅周辺地区の再整備



<油津商店街(日南市)>

空き店舗のリノベーション



<北の恵み 食ベマルシェ(旭川市)>

イベント等のソフト事業

中心市街地を取り巻く社会・経済状況の変化

- ✓ 人口減少・少子高齢化の進行、遊休資産の拡大
- ✓ 外国人観光客の大幅増、小売業態の変化

等

社会・経済状況の変化を踏まえ、

「中心市街地活性化促進プログラム」(R2.3.23中活本部決定)に基づきハンズオン支援の強化などを実施。

《第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(R1.12.20閣議決定)》

これまで認定を受けた中心市街地活性化基本計画：累計148市2町248計画（令和2年7月現在）

北海道	函館市、小樽市、旭川市、 帯広市③ 、北見市、岩見沢市②、稚内市、滝川市、砂川市、富良野市②	滋賀県	大津市②、長浜市②、 草津市② 、 守山市② 、 東近江市
青森県	青森市②、 弘前市② 、 八戸市③ 、 黒石市 、 十和田市② 、三沢市	京都府	福知山市②
岩手県	盛岡市②、久慈市②、 遠野市②	大阪府	堺市 、 高槻市② 、 茨木市
宮城県	石巻市③	兵庫県	神戸市（新長田）、 姫路市③ 、 尼崎市 、 明石市② 、 伊丹市② 、 宝塚市 、 川西市③ 、 丹波市②
秋田県	秋田市② 、大仙市	奈良県	奈良市
山形県	山形市② 、 鶴岡市② 、 酒田市② 、 上山市② 、 長井市	和歌山県	和歌山市、田辺市
福島県	福島市② 、会津若松市、 いわき市 、白河市②、 須賀川市②	鳥取県	鳥取市③ 、 米子市② 、 倉吉市②
茨城県	水戸市 、 土浦市② 、 石岡市 、 鹿嶋市	島根県	松江市③ 、 江津市 、 雲南市
栃木県	日光市、大田原市	岡山県	倉敷市② 、 津山市 、 玉野市
群馬県	高崎市③	広島県	三原市 、 府中市②
埼玉県	川越市②、 蕨市 、 寄居町	山口県	下関市、 宇部市 、 山口市② 、 岩国市 、 周南市②
千葉県	千葉市、 木更津市 、 柏市②	徳島県	—
東京都	八王子市 、 青梅市 、 府中市	香川県	高松市③
神奈川県	小田原市	愛媛県	松山市② 、 西条市
新潟県	新潟市、 長岡市③ 、十日町市、上越市(高田)	高知県	高知市② 、 四万十市
富山県	富山市③ 、 高岡市③	福岡県	北九州市(小倉・黒崎)、 大牟田市 、 久留米市② 、 直方市 、 飯塚市
石川県	金沢市③	佐賀県	唐津市② 、 小城市 、 基山町
福井県	福井市②、 敦賀市 、 大野市② 、 越前市②	長崎県	長崎市② 、 諫早市② 、 大村市
山梨県	甲府市②	熊本県	熊本市③ 、 熊本市(植木) 、 八代市 、 山鹿市
長野県	長野市②、 上田市② 、 飯田市③ 、 塩尻市	大分県	大分市③ 、 別府市 、 佐伯市② 、 竹田市 、 豊後高田市②
岐阜県	岐阜市③ 、 大垣市② 、 高山市 、 中津川市②	宮崎県	宮崎市、 日南市 、 小林市 、 日向市
静岡県	静岡市② 、 浜松市② 、 沼津市 、 島田市 、 掛川市② 、 藤枝市③	鹿児島県	鹿児島市③ 、 奄美市
愛知県	名古屋市、 豊橋市② 、 豊田市③ 、 安城市 、 東海市 、 田原市	沖縄県	沖縄市②
三重県	伊勢市 、 伊賀市		

③は3期計画の認定を受けた自治体
 ②は2期計画の認定を受けた自治体
 黒字は計画期間終了の自治体
現在、75市2町77計画が実施中(赤字)2

中心市街地活性化促進プログラム

「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき令和2年3月に策定
「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」においても位置付け

プログラムの基本的な考え方

中心市街地活性化の必要性

✓ 中心市街地は「まちの顔」として地域の活性化のために極めて重要なエリア。そのストックを活かして期待される役割を果たすことが必要

中心市街地活性化促進プログラムの狙い

✓ 現下の情勢に即した「重点的な取組」を示し、国の支援を積極的に行っていくことで中心市街地の活性化を促進する

✓ アドバイスの強化等により、より多くの自治体における現行制度の効果的な活用を促進することで、中心市街地の更なる活性化を図る

重点的な取組：中活プログラムに基づく重点的な取組について、積極的に支援する（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（閣議決定））

1. 社会経済情勢の変化と進展等に対応した戦略

〔 多世代が安心して暮らせるまちづくりや若い世代の地域定着、関係人口の創出、未来技術の活用等 〕

○ 駅ビルをにぎわい交流施設として整備
○ まちなかに学生の交流拠点を整備
○ 5Gを活用したサテライトオフィスの誘致 等



2. まちのストックを活かす

〔 空き店舗・空きビルや低未利用資産、既存店舗の再活性化など、まちのストックを活かす 〕

○ 空き店舗対策の効果的な助成
○ 大型商業店舗の空きビルの再生
○ 既存店舗の外装改修への支援 等



3. 地域資源とチャンスを活かす

〔 歴史・文化等の地域資源や、外国人旅行者の増加・働き方の変化などのチャンスを活かす 〕

○ 歴史的建造物や古民家の活用
○ 地域資源の活用
○ 外国語に対応したガイドの育成 等



4. 民との連携や人材の確保・育成を強化する

〔 民間企業等との連携強化やまちづくりを担う人材の育成・確保 〕

○ 地域経営の観点からの商店街活性化の取組
○ 遊休不動産活用のためのコーディネーターの設置
○ 収益施設と融合したPark-PFIの活用 等



5. より活用される仕組みにする〔 地域における多様な市街地の実情に応じた支援を行い、より積極的に活用される仕組みとする 〕

○ 多様な市街地の活性化に対応できることの周知
○ 制度が一層効果的に活用されるよう、効果的な制度の活用を助言する等のハンズオン支援の強化
○ 平成の市町村合併による地域の実情に配慮し、複数の区域でも活用できること等の周知

参考事例

群馬県 高崎市

兵庫県 姫路市

山口県 周南市

高崎市まちなか商店リニューアル助成事業（群馬県高崎市）

事業概要

魅力ある商店づくりを支援するため、商売を営んでいる人、または営もうとする人が、「店舗等の改装」や「店舗等で専ら使用する備品の購入」を行うことに対し、その費用を助成する。

改装前



改装後



姫路駅北前広場整備事業（兵庫県姫路市）

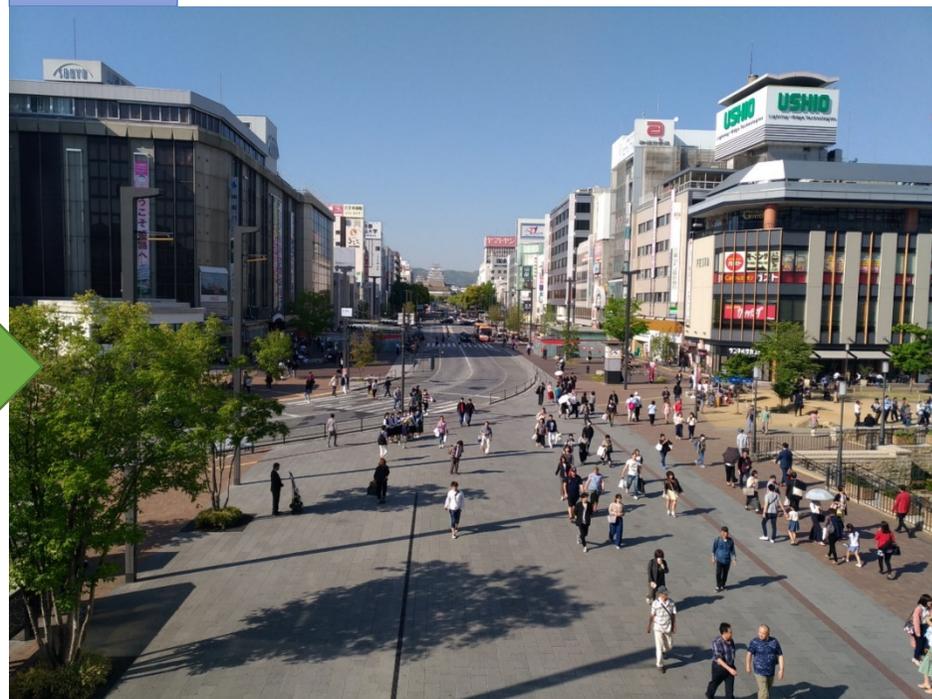
事業概要

駅前からまっすぐ城が望めるという、他都市にはない姫路市のアドバンテージを最大限活用した駅前広場を整備する。

整備前



整備後



賑わい交流施設整備事業（山口県周南市）

事業概要

旧徳山駅ビルの解体跡地に、民間活力導入図書館、市民活動支援センター、飲食施設等から構成される複合施設を整備する。

整備前



整備後



【参考URL】

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/program/index.html>

- 中心市街地活性化促進プログラム
- 中心市街地活性化の取組・支援措置活用事例集

【お問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局(中心市街地活性化担当)
東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎7階
電 話 03-5510-2338
E-mail g.chukatsu@cao.go.jp